

## 株式会社みずほ銀行が実施する 株式会社彌満和ホールディングスに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社みずほ銀行が実施する株式会社彌満和ホールディングスに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



## 第三者意見書

2026年3月31日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社彌満和ホールディングスに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社みずほ銀行

評価者：株式会社みずほ銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社みずほ銀行（「みずほ銀行」）が株式会社彌満和ホールディングス（「彌満和ホールディングス」）に対して実施する中堅・中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、みずほ銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定、評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。みずほ銀行は、中堅・中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中堅・中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、みずほ銀行にそれらを提示している。

JCR は、中堅・中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を



有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

### ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

みずほ銀行は、本ファイナンスを通じ、彌満和ホールディングスの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、彌満和ホールディングスがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

### ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

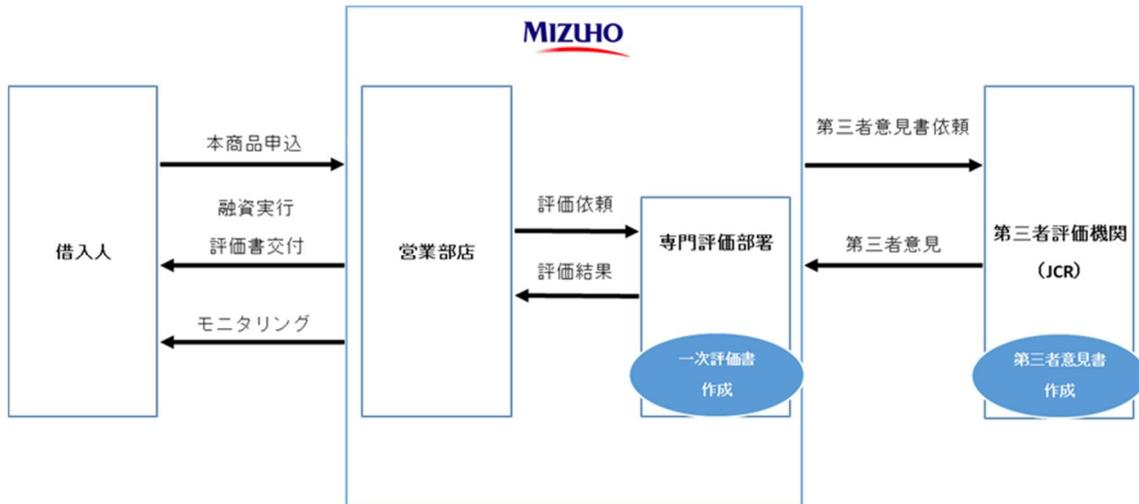
JCR は、みずほ銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

<sup>1</sup> 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



# JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) みずほ銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出典：みずほ銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、みずほ銀行は社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、みずほ銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

## ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全てみずほ銀行が作成した評価書を通してみずほ銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

## ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、みずほ銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては当該基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である彌満和ホールディングスから貸付人・評価者であるみずほ銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

- 
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
  - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
  - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
  - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの
- 

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

---

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

---

川越 広志

担当アナリスト

稲村 友彦

---

稲村 友彦



## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。  
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。  
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル



Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO

株式会社彌満和ホールディングス

～一次評価書～

2026年3月

**MIZUHO** みずほ銀行

## <目次>

- I. インパクト評価の基本的な考え方
  - I-1. 準拠するガイドライン、考え方等
  - I-2. インパクトエリア/トピックの考え方
  - I-3. Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO における考え方
  
- II. インパクト特定
  - II-1. 企業概要
    - II-1.1 概要
    - II-1.2 企業理念
    - II-1.3 事業内容、売上等概況
    - II-1.4 サステナビリティへの取り組み
  
  - II-2. 対象企業の包括的分析
    - II-2.1 業種別インパクトの状況
    - II-2.2 国別インパクトの状況
    - II-2.3 対象企業特有のインパクトの状況
  
  - II-3. インパクトの特定
    - II-3.1 ポジティブなインパクトの向上が期待できる事項
    - II-3.2 ネガティブなインパクトの低減が期待できる事項
  
- III. インパクトマネジメント体制
  - III-1. マネジメント体制
  - III-2. KPI 管理体制
  - III-3. 環境社会管理体制
  - III-4. サプライチェーン管理体制
  
- IV. KPI 設定
  
- V. モニタリング方法

## I. インパクト評価の基本的な考え方

### I-1. 準拠するガイドライン、考え方等

インパクトファイナンスは、その具体的な取り組み促進のため、国際金融公社 (IFC)、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI)、インパクト・マネジメント・プロジェクト (IMP)、グローバルインパクト投資ネットワーク (GIIN) といった様々な国際イニシアティブによってその考え方やツールの開発、提供が開始されている。

「インパクトファイナンス」とは、環境省の提示する「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」に従い、次の4つの要素を満たすものとする。

- 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面において重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関・投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

本ファイナンスは、「インパクト包括型」により、評価対象となる投融資先企業によるポジティブインパクトの最大化やネガティブインパクトの緩和を包括的に実施することをめざしており、当該企業に関わる多様なインパクトエリア/トピックを包括的に分析する UNEP FI「ポジティブ・インパクト金融原則」、「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」の考え方に基づいたものである。

### I-2. インパクトエリア/トピックの考え方

インパクトエリア/トピックの考え方は、SDGs の 17 のゴールおよび UNEP FI が策定したインパクトリーダーの 12 のインパクトエリアと 34 のインパクトトピックを基礎とする。

### I-3. Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO における考え方

Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO では、業界共通の内容であり重要と判断される項目「業種がもたらすインパクト」を抽出し、次に「事業展開国で重要視されるインパクト」を抽出。最後に、「企業特有の要素がもたらすインパクト」を抽出し KPI を選定。

## II. インパクト特定

### II-1. 企業概要

#### II-1.1 概要

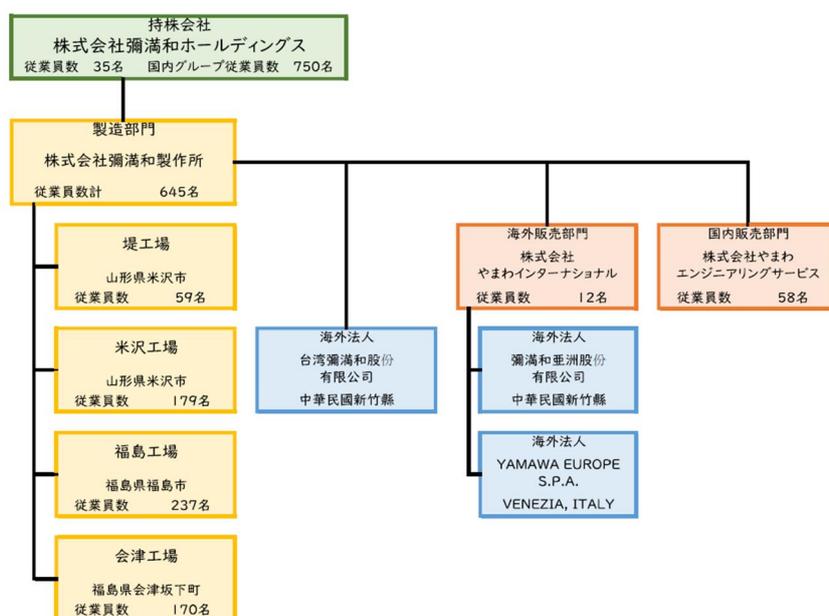
株式会社彌満和ホールディングス（以下、「同社」）は、株式会社彌満和製作所を中核企業に有する持株会社である。各社の企業概要、同社グループ概要は以下の通り。

図表 1：企業概要

企業名	株式会社彌満和ホールディングス
設立年	2021 年
従業員数（国内連結）	750 人（2025 年 12 月期）
資本金（国内連結）	121 百万円
本社所在地	東京都中央区京橋 3-13-10
事業概要	持株会社
企業名	株式会社彌満和製作所
創業年	1923 年
売上高（連結）	9,568 百万円（2025 年 12 月期）
本社所在地	東京都中央区京橋 3-13-10
事業概要	ねじ切り工具（タップ・ダイス等）、穴あけ工具（センタ穴ドリル等）の製造・販売、および輸出業務

（出典）同社ウェブサイト、同社提供資料等よりみずほ銀行作成

図表 2：同社グループ概要



（出典）同社提供資料

## II-1.2 企業理念

同社の中核企業である株式会社彌満和製作所は、1923年の創業以来、日々進歩する技術のニーズに合った最高品質の切削工具（タップ・ダイス・センタ穴ドリル等）を追求し、研究・開発を続けてきたタップメーカーである。同社グループは、「ねじを通じて工業界に貢献する」という精神を尊び、高品質で高性能な製品の安定供給を通じて、産業分野の技術革新と社会に貢献し続けることをめざしている。

図表3：同社グループの経営理念と社名由来

- 「ねじを通じて工業界に貢献する」という精神を尊び、製造業の基礎として必要不可欠な「ねじ加工工具」に対し、顧客が安心してご使用戴ける高品質で高性能な製品を安定供給し、産業分野の技術革新と社会に貢献し続けます。
- 企業活動が地球環境へ影響を与えていることを認識し、最高品質の切削工具の生産活動を通じて社会へ貢献し、環境保全活動の継続的な向上を全員参加の基に推進します。

創業者の戒めの言葉“若し誤ってタップが破損したら、折れ口から従業員の血と汗が混らなければならぬ”を今でも守り、めねじの切削に必要な不可欠なタップの性能と精度について細心の注意を払って生産に邁進しております。

## 社名由来

いよいよ満ち、いよいよ和する。

創業者渡邊譲吉は社名を個人名にすることを嫌い、屋号である「やまわ」を社名にすることを考え、万葉仮名から当て字をし、“彌満和”と命名しました。

選んだその漢字は“いよいよ満ち、いよいよ和する”という意味で、“会社が発展するにつれ、人の和が大切である”との願いが込められています。



(出典) 同社ウェブサイト

## II-1.3 事業内容、売上等概況

同社グループの事業は、ねじ切り工具（タップ・ダイス等）、穴あけ工具（センタ穴ドリル等）の製造・販売、および輸出業務である。2025年12月期の売上高（連結）は9,568百万円で、国内外の宇宙事業、航空産業をはじめ、自動車、造船、工作機械、家電、IT関連等、様々な製造業種から受注している。

### (1) タップ・ダイス

様々な材料に「ねじみぞ」を加工する際に使用される工具。ナット等の「めねじ」を加工する際に使用される工具が「タップ」、ボルト等の「おねじ」を加工する際に使用される工具が「ダイス」である。

### (2) センタ穴ドリル

「センタ穴」は、旋盤で円筒旋削加工を行う際や、研削盤で円筒研削加工を行う際、加工物を回転させるための中心として利用される穴で、「センタ穴ドリル」はこの「センタ穴」の加工を行うための切削工具である。

図表4：同社グループが製造する商品の例



(出典) 同社ウェブサイト

## II-1.4 サステナビリティへの取り組み

同社グループは、彌満和製作所、台湾彌満和（台湾工場）、彌満和亜洲、やまわインターナショナル、やまわエンジニアリングサービスにおいて、ISO 9001（品質マネジメントシステム）・ISO 14001（環境マネジメントシステム）を取得しており、ISO 9001を取得した日本初のタップメーカーとして、高い水準での品質管理と地球環境への細やかな配慮をモットーとした企業であり続けることをめざしている。同社グループの製造部門である彌満和製作所の品質・環境方針は以下である。

## 品質・環境方針

---

1. 企業活動の地球環境への影響を認識し、環境負荷の低減・環境保全に努めます。
2. 法令及び条例、規制、協定及び社会の要求事項を順守します。
3. 世界最高の品質と性能を目標として、世界の顧客に信頼される高品質高性能の商品と販売・サービスをタイムリーに提供します。
4. 多くの顧客と製造業に対し、生産財として欠かせないねじ加工工具・センタ工具を安定して供給します。
5. 当社の活動・商品とサービスについての継続及び品質向上と環境負荷低減の為、人財育成と改善を着実に進めます。
6. 当社が行う品質・環境活動の中で、特に次の項目について優先的に取り組みます。
  - (1) エネルギー利用の効率化と資源のリサイクル化。
  - (2) 資源の再利用推進と、産業廃棄物の低減。
  - (3) 工場では敷地及び周辺環境と生態系の保護を考慮した緑化推進。
  - (4) 持続可能な社会の為に、環境に配慮した商品、開発、技術、製造、発送、販売、サービスの継続的な改善。

(出典) 同社ウェブサイト

上記方針のもと、各工場では以下の取り組みを行っている。

- ・堤工場：雨水の散水栓等への利用、冬季の降雪を利用した雪室による冷房使用の削減等
- ・米沢工場：集中給油システムを採用した研削油の循環利用等
- ・福島工場：集中給油システムを採用した研削油の循環利用、事務所棟の蛍光灯 LED 化等
- ・会津工場：集中給油システムを採用した研削油の循環利用、施設内の緑化推進等

## II-2. 対象企業の包括的分析

### II-2.1 業種別インパクトの状況

同社グループの事業は、国際標準産業分類（ISIC：International Standard Industrial Classification of All Economic Activities）では、1つの産業分類（「2593：刃物、手道具及び一般金物類製造業」）として整理した。これらの事業分野について UNEP FI インパクト分析ツールに基づき、ポジティブインパクトおよびネガティブインパクトを以下に示す。

図表 6：業種別ポジティブインパクト・ネガティブインパクト

	インパクトエリア	インパクト エリア/トピック	全事業		
			ポジティブ	ネガティブ	
社会	人格と人の安全保障	紛争			
		現代奴隷			
		児童労働			
		データプライバシー			
		自然災害			
	健康および安全性	健康および安全性		●	
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水			
		食料			
		エネルギー			
		住居	●		
		健康と衛生			
		教育			
		移動手段			
		情報			
		コネクティビティ			
		文化と伝統			
		ファイナンス			
		生計	雇用	●	
			賃金	●	●
社会的保護			●		
平等と正義	ジェンダー平等				
	民族・人種平等				
	年齢差別				
	その他の社会的弱者				
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配			
		市民的自由			
	健全な経済	セクターの多様性			
		零細・中小企業の繁栄	●		
	インフラ	インフラ	●		
経済収束	経済収束				
自然環境	気候の安定性	気候の安定性		●	
		水域		●	
	生物多様性と生態系	大気		●	
		土壌			
		生物種			
		生息地			
	サーキュラリティ	資源強度		●	
		廃棄物		●	

## II-2.2 国別インパクトの状況

### (1) 所属国：日本

同社グループの調達はすべて日本、また生産の9割以上、販売の4割が日本である。Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO 評価フレームワークでは、UNEP FI インパクト分析ツールが設定しているインパクト分野ごとの国別のニーズをベースとして、みずほ銀行としてニーズのレベルが高いと判断したインパクト分野には重みづけをしている。具体的には、日本においては、「健康および安全性」、「エネルギー」、「住居」、「移動手段」、「コネクティビティ」、「文化と伝統」、「雇用」、「賃金」、「ジェンダー平等」、「気候の安定性」、「水域」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」のニーズが高いという設定となっている。

### (2) 所属国：その他

同社グループの事業において、生産拠点に台湾、販売拠点に台湾・イタリア、販売代理店を通じた販売にドイツ・その他のヨーロッパ・中国・その他アジア・アメリカが含まれるものの、生産拠点・販売拠点の台湾・イタリアについては事業全体における割合が10%未満と僅少であることから分析対象外とし、販売代理店については同社グループ外であることから分析対象外とした。

## II-2.3 対象企業特有のインパクトの状況

図表6で特定したインパクトエリア/トピックに対して、「住居」、「インフラ」のポジティブインパクトは、同社グループの事業による影響が相対的に軽微と想定されるため不特定とした。

また、図表6で特定したインパクトエリア/トピックに加えて、みずほ銀行としてニーズのレベルが高いと判断したインパクト分野である「ジェンダー平等」をネガティブインパクトに特定した。特定理由は、同社グループは女性比率の低い管理職・専門職について女性登用推進に向けた取り組みをしており、今後「ジェンダー平等」におけるネガティブインパクト抑制への更なる貢献が期待されるためである。

## II-3. インパクトの特定

### II-3.1 ポジティブなインパクトの向上が期待できる事項

II-2で実施した、対象企業に対する包括的分析の結果、ポジティブインパクトが発現するインパクトエリア/トピックとして、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」を確認した。

## II-3.2 ネガティブなインパクトの低減が期待できる事項

II-2 で実施した、対象企業に対する包括的分析の結果、ネガティブインパクトが発現するインパクトエリア/トピックとして、「健康および安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「ジェンダー平等」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「資源強度」、「廃棄物」を確認した。

## III. インパクトマネジメント体制

### III-1. マネジメント体制

同社グループはサステナビリティ専門部署やサステナビリティ委員会を設置していないが、各工場の生産技術部を中心に総合管理本部と共同で立ち上げたプロジェクトチームにてサステナビリティを推進している。本プロジェクトチームは責任者を総合管理本部長とし、プロジェクトチームにおける取り組み状況は、社内の情報共有ツールを通じて、社長・責任者・プロジェクトチームおよび各部門へ適宜共有されている。

図表 7：同社グループのサステナビリティ推進にかかる責任者および管理担当部署

責任者	総合管理本部長
管理担当部署	総合管理本部

### III-2. KPI 管理体制

同社グループは、CO2 排出量 (Scope1, 2) や女性管理職・女性専門職の人数等、複数のインパクト指標を設定している。本ファイナンスを機に、今後特定したインパクトエリア/トピックについて、インパクト指標の追加、長期目標の設定、目標の開示を行うことにより、管理体制の高度化が期待される。

図表 8：KPI 管理体制のレベル

評価水準	評価の定義
Level 4	特定したインパクトエリア/トピックについて、すべてインパクト指標が設定されている。長期ビジョンもある。
Level 3	特定したインパクトエリア/トピックのいくつかについて、インパクト指標が設定されている。中期目標まで。
Level 2	KPI として認識していないが、いくつか管理指標を持っている。
Level 1	管理指標を全く持っていない。

### Ⅲ-3. 環境社会管理体制

同社グループは、前述Ⅱ-1.4の通り ISO 14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得しており、2002年に同社グループの製造部門である彌満和製作所が取得して以降、認証を維持するとともに認定事業所を増やしている。

図表9：環境社会管理体制のレベル

評価水準	評価の定義
Level 5	環境マネジメントシステムを導入し、ISOを取得している。
Level 4	環境マネジメントシステムを導入し、PDCAを回している。
Level 3	工場環境管理担当者を置いている。
Level 2	特に管理者を定めず、社長がすべてチェックしている。
Level 1	何も管理していない。

### Ⅲ-4. サプライチェーン管理体制

同社グループはサプライヤーとしての体系的なリスク管理は実施していないものの、前述Ⅱ-1.4の通り、複数の事業所において品質・環境方針を定め ISO 9001（品質マネジメントシステム）・ISO 14001（環境マネジメントシステム）を取得しており、取引先より要請があった場合には品質・環境方針に則り対応している。

図表10：サプライチェーン管理体制のレベル

評価水準	評価の定義
Level 4	取引先の環境社会リスク管理、長期目標達成への貢献をめざし、独自のリスク管理指標や目標設定をしている。
Level 3	取引先のリスク管理の一環で要請が来た場合に、都度対応している。
Level 2	取引先のリスク管理については特に知らないが、業界としてCO2削減や水質汚染防止等、取り組んでいる項目がある。
Level 1	取引先のリスク管理について全く関知していない。

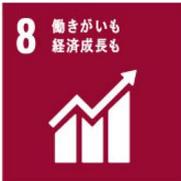
## IV. KPI 設定

同社グループは、本ファイナンス期間において以下の通り KPI を設定する。なお、特定したポジティブインパクトのうち、「雇用」については、SNS プラットフォームを利用したブランディングや、基準給の見直し、育成プログラムの整備、評価制度の透明化、キャリアパスの提示等、求職者にとって魅力となり得る制度整備を通じた採用力向上と雇用増加に向けた取り組みが既になされていることから、KPI 設定の対象外とした。

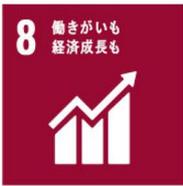
また、特定したネガティブインパクトのうち、KPI 設定の対象外としたものについては、以下記載の理由に基づく。

「賃金」については、同社グループの 2025 年 12 月期における平均年間給与は 4,950 千円であり、本社所在地である東京都の平均を上回ること、および、不規則な収入でないことを確認したため、ネガティブインパクトが十分に抑制されていると判断し、KPI を設定しないものとした。

「社会的保護」については、関連法令に則り、健康保険・厚生年金保険をはじめとする法定福利厚生に非正規雇用も含めた全従業員が加入しており、通勤手当・育児休暇・介護休暇等の法定外福利厚生も充実していることが確認できたため、ネガティブインパクトが十分に抑制されていると判断し、KPI を設定しないものとした。

特定された インパクト	KPI / 設定の考え方・施策	SDGs
		17 の目標、169 のターゲット
零細・中小企業の 繁栄 (ポジティブ)	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同社グループ（国内）におけるお客さまへの納品遅延件数： 毎年 0 件を維持</li> </ul> <p>【設定の考え方・施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同社グループは、経営理念の中で「高品質で高性能な製品を安定供給し、産業分野の技術革新と社会に貢献し続けます」と宣言し、中小企業を含む納品先への、工具の安定供給に努めている。</li> <li>同社グループ（国内）はエンドユーザーの生産に影響を及ぼす納期遅延を定義しているが、納品遅延件数は 2023 年 12 月期、2024 年 12 月期、2025 年 12 月期とも 0 件である。</li> <li>引き続き 0 件維持をめざし、工具の安定供給に向けた社内体制整備等に取り組んでいく方針。</li> <li>なお、取扱件数増加の状況下、本目標は継続的な取り組みが必要な水準としている。</li> </ul>	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>

特定された インパクト	KPI／ 設定の考え方・施策	SDGs
		17の目標、169 のターゲット
健康および安全性 (ネガティブ)	<p>【KPI】</p> <p>(1) 同社グループ（国内）における度数率(※)： 2030年12月期までに1.3以下</p> <p>(※) 100万延べ実労働時間あたりの労働災害（休業1日以上）による死傷者数</p> <p>(2) 同社グループ（国内）における有給休暇取得率： 2030年12月期までに75%以上</p> <p>【設定の考え方・施策】</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同社グループは、「安全面・衛生面に配慮した工場環境整備」を重要課題と認識しており、従業員の事故防止を目的とし、5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）や設備の安全対策等に取り組んでいる。</li> <li>・同社グループ（国内）における度数率は、2024年12月期1.65、2025年12月期は休業1日以上労働災害は発生しておらず、引き続き工場環境整備等を通じて度数率の低下をめざす。</li> <li>・なお、厚生労働省「令和6年労働災害動向調査（事業所調査（事業所規模100人以上）及び総合工事業調査）の概況」によると製造業における度数率は1.3であり、本目標は継続的な取り組みが必要な水準としている。</li> </ul> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同社グループは、従業員の心身の健康維持・増進をめざして有給休暇取得率向上に取り組んでいる。</li> <li>・平均年次有給休暇取得日数は労働基準法に定める法定基準を遵守しており、同社グループ（国内）における有給休暇取得率の実績は2023年12月期59%、2024年12月期68%、2025年12月期60%。引き続き有給休暇取得率向上に取り組む方針。</li> <li>・なお、厚生労働省「令和7年就労条件総合調査の概況」によると製造業における平均有給休暇取得率は72.8%であり、人員の変動に応じて取得率に変動が生じることもあるため、本目標は継続的な取り組みが必要な水準としている。</li> </ul>	

特定された インパクト	KPI/ 設定の考え方・施策	SDGs
		17の目標、169 のターゲット
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、平均月所定外労働時間については2025年12月期実績7.9時間であり、36協定を遵守している。</li> </ul>	
賃金 (ポジティブ)	<p>【KPI】</p> <p>(1) 同社グループ(国内)における評価制度改定実施： 2029年12月期までに評価制度を改定 (2026年12月期に評価内容の検討、2027年12月期に方針決定、2028年12月期に内容確定、2029年12月期に全社展開)</p> <p>(2) 同社グループ(国内)における給与体系見直し実施： 2028年12月期までに給与体系見直しを実施 (2026年12月期に方針決定、2027年12月期に内容確定、2028年12月期に全社展開)</p> <p>【設定の考え方・施策】</p> <p>(1)(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同社グループ(国内)は、従業員の能力や努力を適切に評価し処遇に反映するため、評価制度の改定と給与体系の見直しに取り組んでいる。</li> <li>・何をすれば評価されるのかを明確にし、成長とキャリアを支え納得感のあるフィードバックができる仕組みをめざし、2026年1月より新たな人事評価システムを運用開始。この人事評価システムに基づき、評価制度と給与体系夫々について、上記目標のスケジュールにて取り組みを進める方針。</li> <li>・なお、本目標は従業員1人当たりの給与水準が増えることを見込んだ取り組みである。</li> </ul>	
ジェンダー平等 (ネガティブ)	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同社グループ(国内)における女性の管理職または女性のスペシャリスト職(※)数： 2030年12月期までに合計60人以上</li> <li>(※) スペシャリスト職： <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用機械等または特定の分野に対して専門の知識・技術・技能をもっていること。</li> <li>2. 機械トラブルまたは特定の分野のトラブルが生じた時に問題解決が出来ること。</li> <li>3. 新しい機械の加工方法および業務の内容に対応し、技術・</li> </ol> </li> </ul>	

特定された インパクト	KPI／ 設定の考え方・施策	SDGs
		17の目標、169 のターゲット
	<p>技能の伝承が出来ること。</p> <p>【設定の考え方・施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同社グループは、「ダイバーシティの推進」を重要課題と認識しており、女性比率の低い管理職・スペシャリスト職について女性登用を推進している。</li> <li>・同社グループ（国内）において、2024年12月期47人、2025年12月期53人と取り組みを進めており、引き続き社内研修や教育の機会拡充を通じて、個々の能力の底上げを図る方針。</li> <li>・なお、育児休業・介護休業等による人員変動もあるため、本目標は継続的な取り組みが必要な水準としている。</li> </ul>	
気候の安定性 (ネガティブ)	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・彌満和製作所の工場部分における生産本数1,000本当たりのScope1,2排出量： 2031年3月末までに65.28%削減（2014年3月末※比） （※）2014年3月末のCO2排出量は12,966t-CO2、生産量は15,707千本、排出係数は0.8255。</li> </ul> <p>【設定の考え方・施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同社グループは、事業活動に伴うCO2排出量の削減を重要課題と認識しており、工場における中核設備用モーターの省エネ型機器への交換、工作機械に設置されているモーター類のインバータ制御化および高効率モーターの新規導入による消費電力の削減、冬季の降雪を利用した雪室による冷房使用の削減等に取り組んでいる。</li> <li>・彌満和製作所（同社グループの製造部門）の工場部分における削減率については、2023年3月末48.93%、2024年3月末53.17%、2025年3月末54.63%と取り組みを進めており、引き続き上記取り組み等を通じてCO2排出量削減をめざす。</li> <li>・なお、同社提供資料によると、彌満和製作所の工場部分におけるCO2排出量は、同社グループ全体（海外現地法人を除く）におけるCO2排出量の95.0%を占めている（2024年3月末時点）。</li> </ul>	

特定された インパクト	KPI／ 設定の考え方・施策	SDGs
		17の目標、169 のターゲット
水域 （ネガティブ）  大気 （ネガティブ）	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 彌満和製作所の工場部分における生産本数 1,000 本あたりの産業用油使用量： 2030 年 12 月期までに 3.6ℓ 以下</li> </ul> <p>【設定の考え方・施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同社グループの製造部門である彌満和製作所は、前述 II -1.4 の通り ISO 9001（品質マネジメントシステム）・ISO 14001（環境マネジメントシステム）を取得しており、品質・環境方針に基づき産業用油使用量の削減に取り組んでいる。</li> <li>・ 彌満和製作所の工場部分における産業用油使用量の実績は、2023 年 12 月期 5.1ℓ、2024 年 12 月期 7.6ℓ、2025 年 12 月期 15.3ℓ（2025 年 12 月期は、特殊要因による増加）。引き続き、処理工程で製品に付着する「持ち出し量」の削減に向け、機械の改良や油剤の低粘度化試験等に取り組む方針。</li> </ul>	   
資源強度 （ネガティブ）  廃棄物 （ネガティブ）	<p>【KPI】</p> <p>（1）国内営業部門におけるタップ製品総売上高に対する環境配慮商材（※）の売上高比率： 2030 年 12 月期までに 10.5% 以上</p> <p>（※）ロールタップ： 切りくずを出さずにねじ加工が出来る製品。ねじ加工時に切りくず処理の必要がないため、ユーザーであるねじ加工会社の効率性向上と鉄くずなどの産業廃棄物の低減が図れる。</p> <p>（2）彌満和製作所の工場部分におけるリサイクル率（部品の切れ端、レアメタル等）： 毎年 100% を維持</p> <p>【設定の考え方・施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同社グループは、環境配慮商材（ロールタップ）の提供や事業活動に伴う廃棄物の排出削減を通じた資源効率の向上に取り組んでいる。</li> </ul>	 

特定された インパクト	KPI／ 設定の考え方・施策	SDGs
		17の目標、169 のターゲット
	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内営業部門における本 KPI の直近 3 期の実績は、2023 年 12 月期 7.4%、2024 年 12 月期 8.1%、2025 年 12 月期 8.0%であり、引き続き環境配慮商材（ロールタップ）の販売促進を通じて、ユーザーであるねじ加工会社の産業廃棄物低減を図る方針。</li> </ul> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>彌満和製作所の工場部分におけるリサイクル率については、計測を開始した 2024 年 12 月期以降 100%を維持しており、引き続き、部品の切れ端のリサイクルやレアメタルのリサイクル等を通じて、廃棄物の排出削減に取り組む。</li> </ul>	

## V. モニタリング方法

KPI として設定した事項および重要と認められる事項について年に一度モニタリングを実施する。本 Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO においては 2031 年 3 月 31 日までの融資期間を予定している。融資期間中に目標年を迎える KPI については、継続する目標の設定状況についてもモニタリングを実施する。融資期間を超える目標年が設定されている KPI については、目標達成に向けた進捗状況と最終弁済以降の対策についてモニタリングする。モニタリング方法は、KPI の実績を含む公開された最新資料およびヒアリングに基づき実施する。

以上

## ● 本評価書に関する重要な説明

1. みずほ銀行は、ポジティブ・インパクトファイナンスを実施する同社から供与された情報と、みずほ銀行が独自に収集した情報に基づき、現時点での計画または状況に対してサステナブルプロダクト部において評価しており、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
2. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクトファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。
3. 本文書に記載された情報は、みずほ銀行が、同社および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、みずほ銀行は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、みずほ銀行は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。
4. みずほ銀行は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。
5. 本評価書は、評価の対象であるポジティブ・インパクトファイナンスに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本評価書はみずほ銀行の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本評価書は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがございます。
6. 本文書に係る一切の権利は、みずほ銀行に帰属します。みずほ銀行による事前承諾を受けた場合を除き、本文書の一部または全部を問わず、みずほ銀行に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じます。